

令和6年度 定例報告に係るFAQ

【訪問看護ステーション】

Q1 : なぜ、自己点検を行うのですか。

A1 : 届出している訪問看護ステーションの基準については、届出の内容と異なった事情が生じ、当該届出基準を満たさなくなった場合又は当該届出基準の届出区分が変更となった場合には遅滞なく変更の届出を行う必要があります。

定例報告においては、8月1日時点の届出の内容について自己点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、上記のとおり届出の内容と異なった事情が生じた場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

【参考通知】

「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付保医発0305第7号）

第3 届出受理後の措置等

1 届出受理後において、届出内容と異なった事情が生じ、当該届出基準を満たさなくなった場合又は当該届出基準の届出区分が変更となった場合には、指定訪問看護事業者に対して、遅滞なく変更の届出を行わせること。

2～7（略）

8 届出を行った訪問看護ステーションは、毎年8月1日現在で届出書の記載事項等について、地方厚生（支）局長へ報告を行うものであること。

Q2 : 「届出を行った訪問看護ステーションは、毎年8月1日現在で届出書の記載事項について、地方厚生（支）局長へ報告を行うものであること」とありますが、訪問看護ステーションの基準の届出を行っていない訪問看護ステーションは報告の必要がありますか。

A2 : 全事業所が報告の対象となります。

Q3 : 届出事項について変更が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか。

A3 : 今回の報告書をもって、訪問看護ステーションの基準に係る届出事項の変更届に代えることはできません。別途、速やかに変更の手続を行ってください。

届出事項の変更届は、該当する届出書（別紙様式1～8、添付書類）を用いて届出を

行います。その際、届出書の見出し横（届出・変更・取消し）の「変更」を○で囲み、標題付近に「変更の届出」である旨及び「変更の理由」を簡単に記載（例；専門管理加算に係る専門の研修を受けた看護師等の異動が行なわれた場合、追加した看護師等の欄付近に「従事者の変更（追加）」と記載する等）していただき、該当する届出書（別紙様式1～8、添付書類）と共に1部を提出してください。

Q 4：報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A 4：管轄の中国四国厚生局**各県事務所**（広島県は**指導監査課**）あて郵送にて提出してください。なお、押印は不要です。（訂正印、捨印も不要です。）

なお、封筒の表面には、朱書きで「定例報告書在中」と記載してください。

Q 5：定例報告を送付する際に、他の届出書を一緒に送付してよいのでしょうか。

A 5：他の届出書がある場合は、定例報告とは別に送付していただくようお願いします。

Q 6：様式中の「訪問看護ステーションコード」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 6：「訪問看護ステーションコード」欄（9桁）には、先頭の太枠に『各県の番号(2桁)※』、細枠に指定時に送付された、指定通知書の7桁の番号を記入してください。

※『各県の番号（2桁）』

鳥取県：31 島根県：32 岡山県：33 広島県：34 山口県：35

Q 7：報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 7：中国四国厚生局からお届けしている案内ハガキのとおり、令和6年8月30日（金）までに提出してください。（郵送必着）

Q 8：押印が不要となったことから、F A Xにより報告書を提出しても差し支えないでしょうか。

A 8：F A X受信が集中することによる不達や機器の解像度次第では判読が困難な場合もあるため、F A Xによる報告書の提出は受付していません。お手数ですが郵送により報告願います。

Q9：報告書（別紙様式 13）を記載するうえで注意する点はありますか。

A9：当該報告書の「[別紙様式 13：記載上の注意]」をよく読んで、ご記載ください。

また、例年の定例報告において、「従業員の職種・員数」及び「訪問看護ステーションの利用者数」欄の記載誤りや記載漏れが見受けられますので、以下を参考にしてください。

◎「従業員の職種・員数」欄

- ・「非常勤（人）」欄は、常勤換算後の数ではなく、実人数を記載してください。
- ・「※常勤換算後の総職員数（人）」欄の非常勤看護師等の数については、1 週あたりの実労働時間を常勤者の 1 週あたり所定労働時間で除して得た数となります。

例えば、1 週間の所定労働時間が 40 時間の訪問看護ステーションの場合、次のようになります。

- ① 常勤看護師（管理者） 1 人
- ② 常勤看護師 1 人
- ③ 非常勤看護師 A 1 日 5 時間で週に 4 日勤務（20 時間）
- ④ 非常勤看護師 B 1 日 4 時間で週に 3 日勤務（12 時間）

《 非常勤看護師の常勤換算の算式 》

$$\frac{20 \text{ 時間 (③)} + 12 \text{ 時間 (④)}}{40 \text{ 時間 (1 週間の所定労働時間)}} = 0.8 \text{ 人} \dots \text{⑤}$$



「※常勤換算後の総職員数（人）」欄への記載は、

$$\text{常勤看護師 2 人 (①+②)} + \text{非常勤看護師 0.8 人 (⑤)} = \underline{\underline{2.8 \text{ 人}}}$$

※ 他の職種全てにおいても同様に計算し、「※常勤換算後の総職員数（人）」欄にそれぞれ記載してください。

- ・各職種の「兼務」欄は、当該訪問看護ステーションにおける訪問看護業務の他に実施している業務があれば、「兼務」となります。

たとえば、訪問看護ステーションに併設されている入所施設での看護業務などを行っている場合には兼務となりますが、以下のような場合は兼務にはなりません。

- a 当該訪問看護ステーションで介護保険の訪問看護を行っている時間がある。
- b 当該訪問看護ステーションにおける訪問看護に係る管理業務を行っている。

◎「訪問看護ステーションの利用者数」欄

- ・ 1 ページ目の「訪問看護ステーションの利用者数」は**本年7月の1か月の実人数**（延べ人数ではありません）を記載してください。（「記載上の注意」の15）
- ・ 3 ページ目の「8. 褥瘡対策の実施状況」の①「訪問看護ステーション全利用者数（全登録者数）」は**本年7月1日時点の利用者数（全登録者数）**を記載してください。（「記載上の注意」の18）

※ 記載する利用者数の期間（時点）がそれぞれ違いますのでご注意ください。

Q10：「9. 訪問看護管理療養費に係る届出」の項目について、当ステーションは訪問看護療養費1又は2の届出を行っていません。どのように記載すればよいですか。

A10：訪問看護管理療養費1及び2の届出を行っていない訪問看護ステーションについては、「9. 訪問看護管理療養費に係る届出」欄については空欄のまま提出してください。